

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 あわら市福祉事務所長

審査請求人が平成30年4月2日に提起したあわら市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成29年12月8日、審査請求人は、処分庁に対して法による保護を申請した。
- 2 平成30年1月5日、処分庁は、審査請求人の手持金の活用により最低生活が維持可能であることを理由に、保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 平成30年4月2日、審査請求人は、福井県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるというものであり、その理由は要約すると次のとおりである。

- (1) 処分庁は、審査請求人の病気の妻の面談もせずに本件処分を行った。なお、審査請求人は、妻が病気である旨の連絡をしている。  
(連絡日) 緊急搬送・入院につき1/11、緊急転院につき1/16、手術につき1/17
- (2) 処分庁は、審査請求人の就職に問題がないとの認識ている。
- (3) 妻の体調が悪く入院の可能性があると相談時に伝えていたが、処分庁は何の対策も執らなかつたため、医療費の未払い分が約54万円増えた。また、保護申請中の医療費増加に対する連絡や対策が何も執られなかつた。
- (4) 保護申請に必要な身内の書類を提出したが、処分庁は、身内による書類がそろっていないとの理由で本件処分を行つた。

#### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分は法およびその実施について定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）その他の処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項および第3項の処理基準をいう。以下同じ。）に基づいてなされたものであつて、違法または不当な処分ではないというものである。

なお、審査請求人の主張に対しては、次のとおり主張している。

- (1) 処分庁は、平成29年12月12日、審査請求人の妻が同月11日に腸閉塞で入院したこと、および同月18日、審査請求人の妻が同月16日に[REDACTED]に転院し



緊急手術を受けたことについて審査請求人から電話で連絡を受けていた。そのため、当面審査請求人の妻との面談は難しいと判断した。また、要否の判定に必要な能力活用については、主治医より1月末までは就労不可であることを確認しており、申請以前の生活状況や保護申請に至った理由についても審査請求人から聞き取りを実施し把握できているため、要否決定の審査は十分である。

- (2) 審査請求人の稼働能力については、判断における根拠資料が乏しく、本件処分の要件には適用しなかったため、本件処分とは直接関係がない。しかし、平成30年1月11日付で医療要否意見書の返信があり、審査請求人は現在受診しつつ普通作業が可能であるとの確認はしている。
- (3) 審査請求人の妻の入院費用については、あわら市の高額療養費制度についても検討したが、国民健康保険税の滞納があるため対象とならなかった。また、平成30年1月11日の面談の際に、審査請求人、市民課国民健康保険担当者および収納推進課担当者と限度額認定証の発行について協議をしたが、他の国民健康保険税滞納者との均衡をとるためにも、滞納がある状態で限度額認定証の発行はできなかった。
- (4) 本件処分の際には、審査請求人に対して、審査請求人の手持金の活用により最低生活が維持可能なため、本件処分を行ったことを説明しているが、身内による書類がそろっていないとの説明はしていない。

#### 理 由

##### 1 保護の要否の判断方法

生活保護は、法および法第8条による厚生労働大臣の定める基準に基づき支給される。また、その実施については、次官通知等の処理基準が定められている。

次官通知第10によれば、保護の要否は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と同通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

処分庁は、次のとおり計算し、収入充当額（176,338円）が最低生活費（174,976円）を上回るため保護が不要と判断した。この適否について、以下検討する。

最低生活費		収入充当額	
生活扶助	110,010円	年金額	121,418円
住宅扶助	23,000円	預金・手持金	54,920円
医療扶助	41,966円		
合計	174,976円	合計	176,338円

##### 2 最低生活費について

処分庁は、最低生活費を174,976円と算定している。

これは、処理基準等に基づくものであり、違法または不当は認められない。

##### 3 年金額について

処分庁は、審査請求人本人の年金額を80,479円、妻の年金額を40,939円、世帯合計121,418円と認定している。

審査請求人本人の年金額については、処理基準等に基づき算定されており、違法または不当は認められない。

審査請求人の妻の年金額について、処分庁は、厚生年金40,723円、企業年金216円の合計額を認定している。このうち、厚生年金について、審査庁が認定した事実関係は次のとおりである。



平成29年10月 妻が老齢基礎年金を繰上げ請求  
平成29年11月 繰上げ請求に係る老齢基礎年金の受給権発生  
(老齢基礎・厚生年金年額 488,686円(月額 40,723円))  
平成29年12月15日 妻が老齢厚生年金を受給  
(2か月分 67,170円(月額 33,585円))  
平成30年1月15日 妻が繰上げ請求に係る老齢基礎年金を受給  
(40,723円 - 33,585円 = 7,137円)  
※端数処理の関係上、式の左右が一致しない。

年金額の認定は、次官通知第8の3(2)ア(イ)により、その実際の受給額を認定することとされている。

処分庁は、審査請求人による保護申請の日の時点で、審査請求人の妻に老齢厚生年金および老齢基礎年金を合わせて40,723円の受給権があったことを理由に同額を認定しているが、同日において審査請求人の妻は7,137円の老齢基礎年金を受給していなかったのであり、同額を実際の受給額に含めるとした処分庁の認定は、処理基準に反している。

審査請求人の妻の年金のうち老齢基礎年金を認定しないと、世帯合計は114,280円となる。

#### 4 預金・手持金について

処分庁は、審査請求人およびその妻の預金・手持金を54,920円と算定している。これは、処理基準等に基づくものであり、違法または不当は認められない。

#### 5 保護の要否について

以上のことから、次のとおり収入充当額が算定される。

$$\text{収入充当額 } 169,200 \text{ 円} = \text{年金 } 114,280 \text{ 円} + \text{預金・手持金 } 54,920 \text{ 円}$$

この額は、最低生活費(174,976円)を下回るため、審査請求人の手持金の活用により最低生活が維持可能であるとしてなされた本件処分は、その余の点について判断するまでもなく、違法な処分と認められる。

#### 6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年12月13日

審査庁 福井県知事 西川 一誠

